

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A所在のB病院（以下「勤務先病院」という。）に看護師として勤務していたところ、平成〇年〇月〇日、勤務中患者から暴行を受け負傷し、同月〇日、勤務先病院に受診し、「頸部挫傷、左前腕圧挫傷、顎関節症」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は業務上の事由によるものと認め、療養を継続していた。

その後、監督署長は、請求人の本件傷病は、症状の改善は見られず、治療効果が期待できないとして、平成〇年〇月〇日（以下「治癒日」という。）をもって治癒（症状固定）と判断し、同日以降の療養補償給付を支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件傷病が治癒した状態であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、平成○年○月○日、業務中に負傷し、負傷翌日、勤務先病院に受診し、本件傷病と診断され、療養を継続したところ、治癒日をもって治癒と診断されたが、同月○日よりC整形外科に転医し、加療を継続しているところであり、請求人の本件傷病が、治癒日をもって治癒したものと認められるか否かについて、以下検討する。

(2) 請求人の本件傷病の症状について、D医師は、要旨、「症状の改善傾向がみられず、今後、治療継続により症状の消失の可能性が少ないと判断し、治癒と判断した。」と述べ、頸部及び腰部の疼痛の残存は認めながらも、治療効果が期待できないことから治癒日をもって治癒と判断したとしており、一方で、E医師は、要旨、「平成○年○月には両膝痛も出現、治療効果はあまりみられない。同年○月下旬に症状やや改善傾向、治療効果が現れ始める。同年○月初旬から治療効果が認められ、症状は改善してきた。徐々に症状は改善していったものの、同年○月に入り再び症状悪化傾向。その後気候が寒いため症状悪化がみられる、治療効果はあまりみられなくなる。」と請求人の本件傷病の症状の推移を述べ、その後の治療計画として「理学療法によって項頸部痛及び腰痛を改善させていく。」とし、治癒の時期については「不詳」との意見を述べている。

この点、F医師は、E医師の上記意見を踏まえ、要旨、「負傷から約2年経過しても症状の変化が低いことがE医師の意見からうかがえる。また、D医師も平成○年○月○日時点で消失の可能性が低いと意見していることから、同日時点で症状固定が妥当と判断する。」と述べており、当審査会においても、C整形外科の診療録をはじめ一件資料を精査したところ、請求人の本件傷病の症状は

治癒日以降、一進一退を繰り返しているものと認められ、その治療内容も理学療法を中心とする対症療法であることから、治癒日の時点においては、もはや治療効果が期待できない状態にあったものと判断する。

- (3) なお、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「以前よりは症状軽減しているため、症状固定とは言えない。」と述べているが、請求人の本件傷病の症状は、上記(2)のとおり対症療法により一進一退を繰り返していたものと認められるところ、同医師は同意見書において、請求人の症状の回復状況等について「項頸部及び肩甲帯部痛、腰臀部痛に筋緊張を伴う症状がみられ、理学療法により一時的な軽快・軽減を認める。」と述べており、積極的な治療行為により請求人の症状が軽減していると認めることはできない。

また、請求人は、同年〇月〇日付けG医師作成の診断書及び同年〇月〇日付けH医師作成の診断書を基に、「症状固定時より、症状の改善はもちろん、関節の可動域、画像所見、どれにおいても改善が認められる。」として、治癒していなかった旨主張しているが、請求人の本件傷病の症状が一定程度軽快していたとしても、治癒日以降積極的な治療が行われていたものではなく、対症療法と自然経過としての症状の軽快とみなさざるを得ず、治療効果があったものと認めることはできないことから、請求人の主張を採用することはできない。

- 3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。